

舞鶴市有料広告等の取扱いに関する要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、自主財源確保のため、舞鶴市（以下「市」）という。）が作成する印刷物及び市が管理する施設等に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告掲載の対象は、次の各号に掲げるもの（以下「広告媒体」という。）とする。

- (1) 市が発行する広報紙、刊行物及び印刷物
- (2) 市が管理するウェブページ
- (3) その他広告媒体として活用できる資産（看板、掲示板、公用車、建物等）

(掲載基準)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市としての公共性若しくは中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は思想的なもの
- (5) 個人又は団体等の意見広告又は名刺広告
- (6) 青少年の保護又は健全育成に反するもの
- (7) 求人広告及びこれに類するもの
- (8) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (9) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (10) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の方式)

第4条 市が行う広告の方式は以下のとおりとする。

- (1) 広告料徴収方式
広告掲載者から広告料を市の歳入として徴収する方法
- (2) 外部委託方式
市が作成・発行していた印刷物や設置すべき設備等を市が資料提供、監修し、民間事業者が自らの広告や広告募集を行い、その広告掲載料で印刷・発行、整備する方法

(広告の募集)

第5条 第4条の広告料徴収方式にかかる広告の募集は、市の広報又はホームページにより行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、広告掲載を申し込むときは、所管課が定める書類及び広告案を舞鶴市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

(広告案の審査及び決定)

第7条 前条の申込みがあったときは、本規定に基づき広告媒体を所管する部において総合的に審査し決定するものとする。ただし、広告媒体を所管する部の長は、広告主及び広告内容の審査等を行うため、必要に応じ要領で定めることにより広告審査会（以下「審査会」という。）を設けることができる。

2 前項により広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に広告掲載決定通知書又は広告非掲載決定通知書により通知するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第8条 広告掲載については、価格競争により優れた提案をした事業者を優先する。広告金額が設定されているもの、また募集期間に同一の印刷物等で同一の条件により募集数以上の申し込みがあったときは、次の順位で掲載者を決定する。ただし、募集期間内に応募がなく、募集期間後も募集を延長し受け付けしている場合は、受付順とする。

(1) 市内に事業所等を有する企業及び個人事業主

(2) 抽選

(広告掲載料の納入)

第9条 第4条第1項第1号の方式による広告で、第7条第2項の広告掲載決定通知書を受けた広告掲載希望者（以下「広告主」という。）は、指定期日までに広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(覚書の締結)

第10条 第4条第1項第2号に規定する方式により広告を行う場合は、広告募集を行う民間事業者と必ず覚書を締結するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告原稿を市長が指定する方法で、自己の負担により作成し、指定期日までに所管課へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告原稿の提出があった場合は、その内容が第3条に規定する書類の記載内容及び広告案と相違していないこと、又は法令及びこの要綱に違反していないことを確認するものとする。

3 市長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿の変更を求めることができるものとする。

(広告主の責任)

第12条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担

において解決するものとする。

3 広告主は、市税等を完納しているものでなければならない。

4 広告主は、第7条第1項の規定による掲載可の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告の取消し)

第13条 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消することができる。

- (1) 広告の内容が広告案と著しく相違するとき
- (2) 広告掲載料が指定期日までに納入されなかったとき
- (3) 広告原稿が指定期日までに提出されなかったとき
- (4) 公益上の理由により市が広告媒体を使用する必要が生じたとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が掲載を適当でないと認めたとき

(広告料の還付)

第14条 納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することのできない理由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告媒体への広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月14日から施行する。